

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省統計局統計調査部
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書 面 回 答
具体の事項	<p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> <p>配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討することとされている。本件については、平成21年に有識者からの意見聴取を実施したとのことだが、その具体的な聴取結果をご教示いただきたい。また、21年度以降の具体的な検討スケジュール及び内容をご教示いただきたい。</p>
回 答	<p>平成21年度においては、把握が必要とされる少子化関連情報や結果の表章が求められる地域区分等の統計ニーズについて、有識者から意見聴取を実施（ ）</p> <p>平成22年度においては、こうした意見を踏まえ、引き続き有識者から意見聴取を実施し、聴取結果を取りまとめる予定</p> <p>更に、大規模標本調査による少子化関連情報の把握の可能性について平成23年中に結論を得るため、22年度後半以降は、これら聴取結果を基に、有識者による検討の場を設け、把握が必要な少子化関連の項目や調査方法等について具体的な検討を進めていく予定</p> <p>有識者からの聴取結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化関連情報として大切なものは、出生児数、結婚年数のほか、出産予定子供数、希望子供数、婚姻歴などの結婚・出産に関する指標、また、出産時の職歴、出産前後での女性の就業異動の状況、出産後の再就職の状況といった就業履歴（非正規雇用者のキャリア形成を含む。）に関する指標など、「結婚」、「出産」、「就業」をキーワードに、人口問題ということではなく家族と労働の両方の領域をカバーすることが必要 ・ 結果の表章が求められる地域区分に関しては、全国結果のみならず都道府県別結果まで表章できるよう、大規模標本調査において安定的に情報を把握することが必要

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省統計局統計調査部、総務省自治行政局
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体の事項</p>	<p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備について</p> <p>世帯数に関しては、住民基本台帳データと国勢調査の間に乖離が生じることが指摘されている。統計利用者のことを考えると、住民基本台帳データを国勢調査結果により検証する仕組みも考えられるが、このような検証の仕組みの導入等に対する考え方をご教示いただきたい。</p>
<p>回 答</p>	<p>住民基本台帳法上の「世帯」とは、居住と生計のいずれもともにすることを必要とする社会生活上の単位であり、住民基本台帳データ上の世帯数は、同法に基づき各市町村の住民基本台帳に記録された世帯の数を集計したものである。したがって、例えば寮・寄宿舎に居住する学生等については、各人が単独世帯を構成するものとして、それぞれ1世帯として集計している。</p> <p>一方、国勢調査は、各地域に現に居住しているすべての人及び世帯を対象としている。同調査においては、寮・寄宿舎の学生等、病院等の入所者、社会施設等の入所者については建物や棟ごとに1世帯として集計している。</p> <p>このようなことから、両調査における世帯数の集計結果には差異が生じるものであり、国勢調査の集計結果によって住民基本台帳に基づく調査の集計結果を検証することはできないものと認識している。</p> <p>なお、これらの統計が適切に利用されるよう、定義の明示などに配慮していきたい。</p>

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省統計局
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
<p>具体的な事項</p>	<p>【検討項目】</p> <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項</p> <p>(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備</p> <p>【書面回答により確認すべきとされた事項】</p> <p>人口動態統計における外国人統計をできるかぎり年齢別（できれば性・年齢別）に集計することは重要かつ必要なことであり、統計の有用性が上がると考えられる。外国人統計については、このほかにも、以下の点についても検討すべきと考えるが、それに対する考え方をご教示いただきたい。</p> <p>我が国に居住する外国人人口について、国勢調査と在留外国人統計との間に相当な差異（乖離）がみられるように思うが、これについてさらなるクロスチェックと検証を行うこと。</p>
<p>回 答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国勢調査においては、日本人、外国人を問わず、調査期日時点で我が国にふだん住んでいる人を調査。 ● 一方、在留外国人統計は、外国人登録法に基づき登録された外国人の在留状況等を取りまとめたもの。 ● したがって、国勢調査と在留外国人統計とによる外国人人口には、人口に関する定義や統計上の取扱い等の相違に起因する差異が存在すると考えられる。 ● 例えば、在留外国人統計には、3か月未満の在留外国人（約7万人）が含まれている。また、これとは別に、再入国許可を受けて一時出国する外国人（約52万人）などが存在している。 （出典：平成18年版「在留外国人統計」、「出入国管理」） ● ただし、その差異の要因を詳細に分析することは、利用できる情報が限られているため、現時点では困難。

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書 面 回 答
具体の事項	<p>別紙1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (3) 一定の検討を行う基幹統計</p> <p>民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査、国家公務員給与等実態調査の3統計について、税務記録の利用など、行政記録情報での代替・補完等を検討した経緯はあるのかについてご教示いただきたい。</p>
回 答	<p>国家公務員給与等実態調査については、行政機関を対象とし、その行政記録情報を報告させる形で行われているものであり、地方公務員給与実態調査については、公務員個人を報告者として大規模に行う5年ごとの調査の中間年においては、各官署が保有する行政記録情報を報告させる形で行われているものである。</p> <p>したがって、行政記録情報を利用する形でデータ把握が行われているところである。</p>

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で

統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	平成22年7月9日
府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査、国家公務員給与等実態調査の3統計について、別々の統計として維持することが合理的という結果が出ているが、このような結果となった具体的な理由・検討の内容等をご教示いただきたい。
回答	別添 「民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査に係る整理について」を参照

平成 21 年 12 月 25 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査及び 国家公務員給与等実態調査に係る整理について

1 本整理の趣旨

民間給与実態統計（国税庁が作成する統計）及び地方公務員給与実態調査（総務省が作成する統計）については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の「1 統計体系の根幹となる『基幹統計』の整備」の一環として、「人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省^(注1)が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う」とされているところである。

具体的には、民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査^(注2)の三つの統計（以下「三統計」という。）について、基幹統計として扱うべきか否かについて確認するとともに、統計の利活用の向上に資する観点から、三統計の間において何らかの対応が可能かどうかについて検討が求められているものである。

本整理は、これらの事項についてまとめたものである。

（注 1）具体的には、政策統括官（統計基準担当）を指す。

（注 2）「国家公務員給与等実態調査」によって作成される統計については、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧法」という。）の「指定統計」として位置付けられていなかったこともあり、統計の名称として特に定められたものはない。そのため、基本計画では、このような記述になっているが、本整理では、便宜上、国家公務員給与等実態調査によって作成される統計のことを、以下「国家公務員給与等実態統計」として記述している。

2 三統計の基幹統計該当性及びこれらの統計を作成するために行われている調査の現状

（1）民間給与実態統計（国税庁）

ア 民間給与実態統計の基幹統計該当性

民間給与実態統計は、民間の事業所における年間の給与の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的として国税庁が作成する統計である。具体的には、民間の事業所における年間の給与等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握するものとして、昭和 25 年から毎年作成されており、昭和 30 年に旧法に規定する「指定統計」として指定されたものである。

民間給与実態統計が「指定統計」として位置付けられた理由としては、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等において不可欠な統計であるという重要

性を踏まえたものと考えられる。この重要性は、現在においても変わるものではなく、これは、基幹統計の要件である新統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新法」という。）第 2 条第 4 項第 3 号イに規定する「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」に該当しているものと考えられる。

したがって、民間給与実態統計を、新法下において、基幹統計として位置付けることは適当であると考ええる。

イ 民間給与実態統計調査の概要

民間給与実態統計は、民間給与実態統計調査によって集められた調査票情報により作成されているが、民間の事業所における年間の給与等の実態について明らかにすることを念頭においていることから、同調査の調査対象は、源泉徴収義務者である民間の事業所及びその事業所に勤務する給与所得者であり、調査事項は、事業所に関しては、組織及び資本金、給与所得者数、年間給与支給総額及び年間源泉徴収額について、給与所得者に関しては、所得税法等の諸制度に沿って、年末調整の有無、扶養親族の有無、給与の金額、各種控除の有無及び金額等について報告を求めている。調査票の作成は事業所が行い、個々の給与所得者は調査票の記入を行っておらず、事業所では給与台帳等からの転記により報告負担が軽減されるよう配慮されている。

また、調査期日は、調査前年の 12 月 31 日現在であり、調査は、1～2 月にかけて行われる。これは、前年の給与支給及びその給与に係る所得税の源泉徴収等の内容について、確定後速やかに把握することが調査を行う上で合理的と考えられるからである。

さらに公表については、1～2 月にかけて行われた調査結果の迅速な利用を図るために必要最小限の期間で処理できるよう努力しているものの、例年、調査実施年の 9 月の公表となっている。

（2）地方公務員給与実態調査（総務省）

ア 地方公務員給与実態調査^{（注3）}の基幹統計該当性

地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的として総務省が作成する統計である。具体的には、地方公務員の一般職及び特別職に属する職員の給与の実態について、学歴別、経験年数別職員数及び平均給料月額や、各種手当（扶養手当等）の受給職員数、手当別の平均支給月額等を把握するものであり、昭和 29 年に旧法に規定する「指定統計」として指定されたものである（昭和 33 年以降は 5 年周期で作成）。

地方公務員給与実態調査が「指定統計」として位置付けられた理由としては、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるのみならず、地方財政計画や地方交付税の基礎データとして利用されており、地方行財政運営にとって不可

欠であるという重要性を踏まえたものと考えられる。この重要性は、現在においても変わるものではなく、これは、基幹統計の要件である新法第2条第4項第3号イに規定する「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」に該当しているものと考えられる。

したがって、地方公務員給与実態調査を、新法下において、基幹統計として位置付けることは適当であるとする。

(注3)「地方公務員給与実態調査」は、作成される統計の名称であるとともに、後記イで述べる統計調査の名称でもある。旧法における指定統計にあっては、専ら統計調査によって作成される統計のみが念頭におかれていたという事情もあり、指定統計及び指定統計調査の名称のいずれもが「統計調査」とされているものがあつた。地方公務員給与実態調査についても、その一つである。

イ 地方公務員給与実態調査(統計調査)の概要

基幹統計である地方公務員給与実態調査は、基幹統計調査である地方公務員給与実態調査(以下「基幹調査」という。)によって集められた調査票情報により作成されているが、地方公務員の給与の実態を明らかにすることを念頭においていることから、基幹調査の調査対象は、一般職及び特別職に属する地方公務員であり、調査の円滑な実施に資する観点から、それぞれの属する地方公共団体を通して実施される。

調査事項は、一般職にあっては、生年月日、学歴、経験月数、職務上の地位、採用年月、給料月額、諸手当の月額等、特別職にあっては、定数及び給料(報酬)の月額である。

調査期日は、調査年(5年周期)の4月1日現在であり、調査は、同月に行われる。

さらに公表については、調査実施年度末に行われているが、これは約290万人分の地方公務員の悉皆調査を実施しているためであり、現行以上の早期化は困難である。

なお、基幹調査を補完するため、「地方公務員給与実態調査(附帯調査)」(以下「附帯調査」という。)が基幹調査と併せて行われているとともに、「地方公務員給与実態調査(補充調査)」(以下「補充調査」という。)が基幹調査の実施年以外の年に行われているが、附帯調査及び補充調査については、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、業務報告として行われているものである。

(3) 国家公務員給与等実態統計(人事院)

ア 国家公務員給与等実態統計の基幹統計該当性

国家公務員給与等実態統計は、一般職非現業国家公務員の給与施策の基礎資料を得ることを目的として、人事院が昭和24年から作成し、昭和32年以降は、毎年作成しているものである。具体的には、一般職非現業国家公務員の給与等の実態について、俸給表別、級別、性別等様々な区分による給与月額、諸手当の受給状況、超過勤務時間、年次休暇の使用日数などの統計を作成するものであるが、旧法下において、「指定統計」としては位置付けられていなかった。

これは、本統計が、専ら、人事院が国家公務員の給与改定に係る勧告（以下「人事院勧告」）を行うに当たり、官民の給与水準の比較をする上での基礎資料として用いられるにとどまるものであったことに由来すると考えられる。確かに、人事院勧告は、全国の一般職非現業国家公務員の給与に関する事項ではあるが、国民を対象にした全国レベルの政策とまでは言えず、基幹統計の要件である新法第2条第4項第3号イに規定する「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」に該当するものとは判断できないと考えられる。また、同号ロに規定する「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」や同号ハに規定する「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」にも該当していないと考えられる。

したがって、国家公務員給与等実態統計を、新法下において、基幹統計として位置付けることは困難と考えられる。

イ 国家公務員給与等実態調査の概要

国家公務員給与等実態統計が、一般職非現業国家公務員の給与及び勤務の実態を明らかにすることを念頭においていることから、国家公務員給与等実態調査の調査対象は、全国の行政機関の基準給与簿作成部局の全数（約3,600）であり、一般の個人、事業所等は対象に含まれない。調査事項は、在勤官署等に関する事項（組織区分、地域手当の区分、特勤勤務手当等の級別区分など）、職員の経歴等に関する事項（性別、年齢、経験年数、適用俸給表、級、号俸など）、諸手当等に関する事項（俸給の特別調整額の区分と支給額、扶養親族の状況と扶養手当の支給額、住居手当の対象となる借家等の家賃など）などによって構成されている。

調査期日は、基本的に調査年の1月15日現在であり、調査は、4月から5月上旬にかけて行われる。調査結果は、例年8月に行われる人事院勧告の基礎資料として用いられ、勧告時に参考資料として一部が公表されるほか、詳細な結果の公表は9月頃に行われている。

なお、国家公務員給与等実態調査は、旧法下にあつては、旧法第8条第1項に基づいて総務大臣に届け出る統計調査（届出統計調査）として扱われていたが、新法においては、「統計調査」該当性の除外事由として設けられた「この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの」（新法第2条第5項第2号）に該当するものとして、「統計調査」とは扱われていない。したがって、国家公務員給与等実態統計は、新法上の区分としては、統計調査の結果ではなく、統計調査以外の方法により作成される統計として扱われている。

3 統計の利活用の向上に資する観点からの三統計の関係整理

ア 前述2(3)アで述べたとおり、本整理で対象になった三統計のうち、国家公務員給与等実態統計については、新法下において、基幹統計として位置付けることは困難と考えられるところであり、三統計を一つの基幹統計とすることはできないと考えられる。

イ 国家公務員給与等実態統計以外の民間給与実態統計と地方公務員給与実態調査の二統計を、形式的に一つの基幹統計にするとしても、双方の調査時期は異なり、同時期に公表することは困難である。また、一つの基幹統計として取り扱う場合、そこに含まれる事項やその概念定義には、一定の共通性があるという認識を一般の利用者に対して与えるものであるが、民間給与実態統計は、前記2(1)で述べたとおり、給与等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握するものであり、給与については年間ベースの集計値を把握するのみである。一方、地方公務員給与実態調査については、前記2(2)で述べたとおり、学歴別、経験年数別職員数及び平均給料月額や、各種手当(扶養手当等)の受給職員数、手当別の平均月額などを把握するものである。このように、両者は、その名称中において、ともに「給与」と付されてはいるものの、対象とする事項は大きく異なっており、共通化の可能性は極めて小さく、一つの基幹統計として扱うことで、逆に、利用者は無用の混乱を招く恐れが大きい。

ウ 加えて、基本計画中においても「これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する」とされているところである。

エ 以上から、本整理で検討対象とされた三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的と考えられる。

基本計画部会第2ワーキンググループ第1回会合で

統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	平成22年7月9日
府省及び部局名	総務省政策統括官（統計基準担当）
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	(3) 船員労働統計について、従前同様、独立した統計として扱うことが合理的という結果が出ているが、このような結果となった具体的な理由・検討の内容等をご教示いただきたい。
回答	別添「船員労働統計に係る整理について」を参照

平成 21 年 12 月 22 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

船員労働統計に係る整理について

1 本整理の趣旨

船員労働統計（国土交通省が作成する統計）については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の「1 統計体系の根幹となる『基幹統計』の整備」の一環として「労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省^{（注1）}は、関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う」とされているところである。

具体的には、船員労働統計について、基幹統計として扱うべきか否かについて確認するとともに、統計の利活用の向上に資する観点から、他の関連主要統計（毎月勤労統計調査^{（注2）}及び賃金構造基本統計。いずれも厚生労働省が作成する統計）との間において何らかの対応が可能かどうかについて検討が求められているものである。

本整理は、これらの事項についてまとめたものである。

（注1）具体的には、政策統括官（統計基準担当）を指す。

（注2）「毎月勤労統計調査」は、作成される統計の名称であるとともに、統計調査の名称でもある。旧法における指定統計にあつては、専ら統計調査によって作成される統計のみが念頭におかれていたという事情もあり、指定統計及び指定統計調査の名称のいずれもが「統計調査」とされているものがあつた。毎月勤労統計調査についても、その一つである。

2 船員労働統計の基幹統計該当性及び船員労働統計調査の現状

（1）船員労働統計の基幹統計該当性

ア 船員労働統計は、一般船舶、漁船及び特殊船に乗り組む船員の報酬、雇用等の実態を明らかにすることを目的として国土交通省が作成する統計であり、昭和 32 年から毎年作成されており、作成開始当初から、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧法」という。）に規定する「指定統計」として指定されてきた。そもそも、本統計は、船員労働者の労働環境が陸上労働者と異なり、その就労時間と私的な時間を海上の船舶という空間で過ごすという特殊な就業状況に置かれていることにかんがみ、昭和 23 年 9 月に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省作成の指定統計。新法では基幹統計）から分離して作成されることになった「船員毎月勤労統計」（内閣総理大臣作成の指定統計）を前身としている。

イ 船員労働統計が「指定統計」として位置付けられた理由としては、船員毎月勤労統計と同様、船員労働者に関する賃金及び労働時間の実態を詳細に明らかにする唯一の統計であることの重要性を踏まえたものと考えられる。確かに、近年において、我が

国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、昭和49年に約28万人であった船員数は、平成18年には約8万人まで減少している。しかし、船員法で規定される船員については、毎月勤労統計調査はもとより、同調査と同じ労働需要側（企業・事業所）の統計である賃金構造基本統計においても対象外とされており、他の統計では代替できない状況にある。そして、船員に係る労働環境の改善等を図るための基礎資料として不可欠である事情は、現在においても変わるものではない。

これは、基幹統計の要件である新統計法（平成19年法律第53号。以下「新法」という。）第2条第4項第3号イに規定する「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」に該当しているものと考えられる。

ウ また、近年においては、国際労働機関（ILO）において、船員の労働環境の向上とともに、海運市場における公正かつ適切な競争条件を確保するための国際条約として「2006年海事労働条約」^{（注3）}が採択されており、批准を進めている我が国にとって、船員労働統計は、同条約により作成が求められている統計の一部として不可欠なものとなっている。

これは、新法第2条第4項第3号ハに規定する「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」にも該当していると考えられる。

エ したがって、船員労働統計を、新法下において、基幹統計として位置付けることは適当であると考えられる。

（注3）平成18年2月23日に開催されたILO第94回海事総会において採択された条約。大正9年（1920年）以降に採択された海事労働に関する68の条約・勧告を統合したものであり、船員の「権利章典」とも称される包括的な基準を定めている。

（2）船員労働統計調査の概要

船員労働統計は、船員労働統計調査によって集められた調査票情報により作成されているが、船員の労働実態について効率的に把握するために、同調査は、国土交通省の地方支分部局である地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は海事事務所を通じて船舶の所有者に対して報告を求めることとしている。調査事項は、船員の数並びにそれらの者に関する報酬、労働時間、休日、年齢、性別、経験年数及び職種等とされている。

また、本調査は、年次調査であり、一般船舶及び特殊船については、毎年6月の月間の内容について同月に、漁船については、1～12月までの1年分を毎年12月に行われている。さらに公表については、調査実施後6月以内に行うこととされている。

3 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計との関係整理

船員労働統計は、前記2（1）で述べたとおり、歴史的には、毎月勤労統計調査の一部として作成されていたものが、船員の勤務形態の特殊性にかんがみ、分離して作成される

ようになった統計である。そのため、毎月勤労統計調査と船員労働統計を合わせることができれば、我が国の勤労者に関する給与や労働時間に関する全体像を見ることができると考えられ、これについては、賃金構造基本統計との関係においても、同様のことが考えられる。

したがって、船員労働統計と、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計との関係整理について、統計の利活用の向上に資する観点からの対応としては、大きく分けて、

統計を作成する前提となる統計調査の実施も含めて、何らかの整理を行うこと、

統計調査の実施については、現状を維持しつつ、作成される統計の公表に関して何らかの対応を図ること

の二つの選択肢が考えられる。

(1) 統計調査の実施も含めて、何らかの整理を行うことについて

ア 船員労働統計調査が、船員のみを対象とする一方、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査が、船員を除くほぼ全産業の勤労者を対象としているという規模の相違を踏まえれば、上記の具体的方策としては、船員労働統計調査の実施を厚生労働省に移管し、同省において、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と一体的な管理の下で調査を行うようにすることが考えられる。しかしながら、これについては、以下のような法制上の制約又は統計技術上の支障が想定される。

船員労働統計調査については、国土交通省（海事局）が、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第4条第96号等に規定された船員に関する労働政策を行うことと密接な関連を有しており、一方で、厚生労働省については、船員保険に係る事務以外は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第2項の規定により、船員のみに関する事務が所掌事務から除外されている。そのため、船員労働統計調査を厚生労働省で行うためには、厚生労働省及び国土交通省それぞれの設置法の改正が必要であるとともに、国土交通省海事局の組織に係る取扱いについても整理が必要になると考えられる。

毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査は、経済センサスによって得られた情報を母集団とする一方、船員労働統計調査は船員法（昭和22年法律第100号）に基づく届出を母集団としているが、経済センサスで船員法に基づく届出をしている船舶所有者等が全て把握されているか不明であるため、調査結果に偏りが出る恐れがある。したがって、船員労働統計調査を、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査に形式として一本化しようとしても、統計の精度を維持するためには、船員部分について結局は別設計にならざるを得ない。

このように、現行の船員労働統計調査の形を変えずに厚生労働省に移管するとしても、それは、単に厚生労働省に調査事務を移すだけに過ぎず、事務が簡素・合理化されるわけではない。また、船員労働統計調査が、予算規模上小規模な調査であ

り、経費の大部分が印刷経費及び郵送料であることから、仮に、船員労働統計調査を厚生労働省に移管しても、経済的合理化が図れる余地も極めて小さい。

)加えて、毎月勤労統計調査は地方公共団体を經由して実施されており、賃金構造基本統計調査は地方労働局及び労働基準監督署を經由して実施されている。これに対して、船員労働統計調査は、地方運輸局等を經由して行われているが、これは、船員法に基づく届出など、船舶所有者等との業務上の関連も踏まえ、調査を円滑かつ合理的に行うために採られている調査系統であり、仮に、船員労働統計調査を厚生労働省に移管して、地方労働局及び労働基準監督署経由の調査にしたとしても、円滑な調査につながらず、統計の精度に支障を生じるおそれがある。

イ したがって、船員労働統計調査を厚生労働省に移管することは難しいと考えられる。

(2) 統計調査の実施については、現状を維持しつつ、作成される統計の公表に関して何らかの対応を図ることについて

ア 上記の具体的方策としては、船員労働統計調査について国土交通省が従前どおり実施しつつも、その結果である船員労働統計について、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計と共通の基幹統計として位置付けた上で、公表を同時又は一体的に行うことが考えられる。

しかし、共通の基幹統計として扱う場合、一般の利用者に対して、調査事項やその概念定義に一定の共通性があるという認識を与えるものと考えられるところ、船員に係る船員労働統計と、船員以外の勤労者に係る毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計とは、一部の事項について共通の事項があるものの、船員と陸上労働者の就業状況が大きく異なることから、基本的には調査事項が異なっており、一つの基幹統計として扱うことで、逆に、利用者にも無用の混乱を招く恐れが大きい。

したがって、船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であると考えられる。

イ しかし、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計とが相互に補完しあう関係にあるという点を踏まえるならば、従来からの両統計の利用者にも無用の混乱を招かないよう十分配慮をした上で、統計データの一体的な利用について、可能な範囲で対応することが望まれる。

例えば、一方の統計表の中に定義上整合する範囲で他方のデータを参考表章するといった対応や、これらの統計相互で、公表資料に他方の統計についての注意書き等を設け、統計を公表しているホームページで相互にリンクを張るといった対応があり得ると考えられる。

このうち、については、船員と陸上労働者の就業状況の違いから、労働時間に関しては単純な比較は適切ではないと考えられるものの、給与に関しては、きまって支

給する給与に関する船員と陸上労働者との比較表が、船員労働統計の公表資料中において、毎月勤労統計調査のデータを利用する形で、既に作成・公表されているところであり、一定の対応はなされているといえる。

また、については、現時点では対応されていないが、データ上の制約の問題でもないことから、厚生労働省、国土交通省の双方において、できる限り早期に対応することが望ましいと考える。